

葬祭組合告示第1号

平成23年2月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成23年1月21日

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合
管 理 者 小 坂 泰 久

1. 日 時 平成23年2月10日(木)午後2時

2. 場 所 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合会議室(2階)

平成23年2月

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会会議録

○招集日時

平成23年2月10日(木曜日)午後2時

○招集場所

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 会議室(2階)

○出席議員(7名)

1番 及川俊子(副議長)	四街道市議会選出
2番 富塚忠雄	佐倉市議会選出
3番 桐生政広	佐倉市議会選出
4番 藤和雄(議長)	佐倉市長
5番 佐渡 齊	四街道市長
6番 広瀬義積	四街道市議会選出
7番 原 義明	酒々井町議会選出

○欠席議員(なし)

○議案説明のための出席者職氏名

管 理 者	小坂泰久	酒々井町長
会 計 管 理 者	浅野恵美子	酒々井町会計管理者
事 務 局 長	石井八仁	
事 務 局 次 長	藤崎泰宏	

○構成市町出席職員

佐 倉 市	大野直道	経済環境部長
佐 倉 市	渡辺尚明	環境保全課長
四 街 道 市	鵜澤洋	環境経済部長
四 街 道 市	竹内輝夫	環境政策課長
酒 々 井 町	越川光司	生活環境課長

○議会事務局出席職員

事 務 局 主 幹	藤方英和
事 務 局 主 査	中村 忍

○連絡員

施設管理班主査 門山幸子

施設管理班副主査 織田勝広

施設管理班副主査 相京夕起夫

○会期

平成23年2月10日(木曜日) 1日

○議事日程

平成23年2月10日(木曜日)午後2時開議

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案の上程、質疑、討論、採決

議案

- 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 議案第2号 平成22年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算(第2号)
- 議案第3号 平成23年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計予算
- 議案第4号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

開会の宣告

午後2時06分 開会

- 議長（蕨 和雄） ただいまの出席議員は7名で、議員定数の過半数に達しております。よって、平成23年2月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会は成立いたしました。
- これより、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を開会いたします。
-

諸般の報告

- 議長（蕨 和雄） 日程第1、諸般の報告を行います。
- 監査委員より例月出納検査の実施報告と定期検査の結果報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。
-

会議録署名議員の指名

- 議長（蕨 和雄） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
- 会議録署名議員の指名は、会議規則第81条の規定により、及川俊子議員、原義明議員の両名を指名いたします。
-

会期の決定

- 議長（蕨 和雄） 日程第3、会期の決定を議題といたします。
- お諮りいたします。本定例会の会期は、会議規則第5条第1項の規定により本日1日といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（蕨 和雄） ご異議なしと認めます。
- よって、会期は本日1日と決しました。
-

議案の上程

- 議長（蕨 和雄） 日程第4、議案を上程いたします。
- お諮りいたします。議案第1号から議案第4号までを一括議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（蕨 和雄） ご異議なしと認めます。
- よって、議案第1号から議案第4号までを一括議題といたします。
- 管理者に提案理由の説明を求めます。

○管理者（小坂泰久） 議長。

○議長（蕨 和雄） 小坂泰久管理者。

- 管理者（小坂泰久） 管理者の小坂泰久でございます。本日ここに平成23年2月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙中にもかかわらず、全員のご出席を賜りまして、本会議が成立しましたことに対しまして、心からお礼を申し上げます。

ただいまから本定例会に提案いたしました議案4件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。
初めに、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

平成22年度の人事院及び千葉県人事委員会勧告に伴う給与等の改正の実施については、平成22年11月30日までに関係条例の一部を改正して公布する必要がありました。

本来は、組合議会の議決をいただくべきところ、諸般の状況から組合議会を開催することが困難でした。そこで、関係する条例の一部改正について、急施を要するものと認め、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議案第2号 平成22年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算(第2号)でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ3億642万8,000円としようとするものでございます。補正の主な内容を申し上げます。歳入につきましては、組合外の火葬場使用料を減額し、諸収入の預金利子を新設しようとするものでございます。

歳出につきましては、条例の一部改正に伴う人件費及び職員共済組合負担金の減額、入札執行差金に伴う委託料の減額で、残額を財源調整として財政調整基金に積み立てしようとするものでございます。

次に、議案第3号 平成23年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計予算でございます。

以下、その概要を申し上げます。平成23年度の歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ2億4,586万円でありまして、対前年度比5,363万1,000円、17.9%の減となっております。

主な内容について申し上げますと、歳入につきましては、組合の主たる財源であります構成市町からの負担金として1億6,583万5,000円、火葬場、式場などの使用料が7,304万8,000円、基金繰入金として300万円、繰越金として350万円を計上しております。

次に、歳出について申し上げます。歳出の主な内容といたしまして、2款総務費関係につきましては、一般職職員の人件費及び一般管理費等に係る経費でございます。3款事業費の運営費につきましては、斎場の業務運営及び施設維持管理に要する経費、5款公債費につきましては、新火葬場建設事業に伴う組合債の元金及び利子の償還の減額が主たる要因でございます。

なお、この償還につきましては、本年度が償還の最終年度でございます。

次に、議案第4号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてですが、平成23年3月31日をもって、館山市及び南房総市学校給食組合が解散することに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約を変更するため、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、事務局より説明させます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。提案理由のご説明を終わらせていただきます。

以上です。

○議長(蕨 和雄) 続いて、事務局長から議案の補足説明をいたさせます。

○事務局長(石井八仁) はい、議長。

○議長(蕨 和雄) 石井事務局長。

○事務局長(石井八仁) それでは、私から議案の補足説明をさせていただきます。

お手元の「議案第1号・第4号資料」というこの冊子を見ていただきたいと思います。第1号資料といたしまして、1ページをお開きいただきたいと思います。議案第1号でございますが、専決処分の承認を求めることについてということでございます。ここに記載してございますが、1としまして、専決処分の理由でございます。平成22年度の人事院及び千葉県人事委員会勧告に伴う給与等の改定の実施については、去る平成22年11月30日までに関係条例の一部を改正して公布する必要がありました。本来は、組合議会の議決をいただくべきところ、諸般の事情、状況から組合議会を開催することが困難でした。そこで、次の条例を改正することについて、急施を要するものと認め、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したものでございます。

2の改正条例といたしまして、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例、それともう一点が佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、こちらを改正したものでございます。

3番に記載してございます給与改定の主な事項でございますが、4点ございまして、まず の給料の引き下げでございますが、平均改定率がマイナス0.19%程度を行っております。次の2ページをお開きいただきたいと思います。こちら当組合の状況につきましては、職員14名中引き下げ対象外は2名、保障号給で55歳超の職員は3名、年齢要件のみが55歳超の職員が1名、その他8名は基本的引き下げで、給与引き下げ率はマイナスの0.19%、給料表の平均改定率はマイナス0.1からマイナス0.2程度でございました。

、期末勤勉手当、年間支給月数を、こちら0.2カ月引き下げしております。4.15月を3.95月にしたものでございます。

それから、ページの中段にございます でございますが、55歳を超える職員の給与抑制、こちらマイナス1.5%ということで、当組合では55歳超の職員が3名でございます。こちらが対象でございました。

の6級及び7級職員の管理職手当の抑制、こちらもマイナス1.5%ということで、当組合の状況は管理職職員4名が対象でございました。

4番の専決処分日でございますが、平成22年11月30日。実施時期が平成22年12月1日からの実施を行ったものでございます。

以上で第1号議案についての説明は終わらせていただきます。

次に、第2号議案の説明に移りたいと思います。補正予算書をごらんいただきたいと思います。こちら平成22年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算(第2号)でございます。予算書の6ページをお開きいただきたいと思います。先ほど管理者が提案理由で申し上げましたように全体で79万8,000円を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ3億642万8,000円にしようとするものでございます。

8ページをお開きいただきたいと思います。歳入の補正につきましてご説明いたします。まず、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目使用料の火葬場使用料につきましては、当初86件の組合外者の利用を見込んでおりましたが、利用が見込みに達しないということから10件分、80万円の使用料を減額しようとするものでございます。

6の諸収入、2項預金利子、1目預金利子、1節預金利子につきましては、年度中途におきまして歳計金を定期預金に組みかえたことによりまして発生した利子を受け入れようとするために、節を新たに作りまして、利子の2,000円を増額補正するものでございます。

10ページをお開きいただきたいと思います。歳出の補正でございます。1款議会費でございますが、11節の需用費の印刷製本につきましては、当初予算におきまして全員協議会を2回と見込んでいたわけでございますが、本議会を含めまして3回の全員協議会を行うということになったことから不足する1回分の会議録作製費用4万円を増額補正しようとするものでございます。

次に、12ページをお開きいただきたいと思います。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、2節給料、3節職員手当及び4節共済費の減額につきましては、6月及び12月に行いました給与改定を一括計上したものでございます。一番下の社会保険料3万6,000円を増額補正につきましては、率の改定に伴う補正でございます。

14ページをお開きいただきたいと思います。3款事業費、1項運営費、1目運営費の11節需用費につきましては、光熱水費60万円の増額補正をしようとするものでございます。これは、昨年の夏の猛暑によりまして、冷房等によりましてガス代と水道料金が不足したことによるものでございます。内訳といたしましては、ガス料は50万円を、また上下水道料金は10万円を増額補正しようとするものでございます。13節の委託料につきましては、機械設備保守点検、定期清掃委託料の契約差金であります210万円を減額しようとするものでございます。

16ページをお開きいただきたいと思います。4款諸支出金、1項基金費、1目基金費、25節積立金につきましては、補正にかかわる財源調整のため235万1,000円を財政調整基金に積み立てるものでございます。

次の18ページ以降につきましては、給与費の明細でございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で議案第2号の補足説明を終わらせていただきます。

次に、議案第3号の説明をさせていただきたいと思いますので、平成23年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計予算書をごらんいただきたいと思います。予算書の6ページをお開きいただきたいと思います。先ほどこちらが管理者が申し上げましたが、平成22年度と比較いたしまして5,363万1,000円の減額で、2億4,586万円の予算となっております。この主な要因につきましては、組合債の償還額の減額に伴うものでございます。順に説明していきたいと思います。

まず、8ページをお開きいただきたいと思います。1款分担金及び負担金につきましては、各構成市町からいただいております負担金でございます。1億6,583万5,000円を計上しております。こちらは前年と比較いたしまして4,001万4,000円の減額となっております。内訳につきましては、お手元に配付いたしております平成23年度市町村負担金算出表をごらんいただきたいと思います。1枚のこのA4の用紙でお手元に配付してあると思います。予算書の33ページにも同じような資料がございますが、お手元の資料には下段に各市町の前年度予算額との比較を書いておりますので、こちらを見ながら説明したいと思います。

佐倉市につきましては、管理運営費負担金につきまして、表の中段の小計欄に記載のとおり8,866万円で、建設事業費負担金は224万4,000円、合計で負担割合が54.82%の9,090万4,000円となっております。前年と比較いたしまして1,750万3,000円の減額となっております。四街道市は、管理運営費負担金は5,585万9,000円、建設事業費負担金は219万2,000円で、合計35%の5,805万1,000円で、前年と比較いたしまして1,825万7,000円の減額となっております。酒々井町は、管理運営費負担金は1,639万1,000円、建設事業費負担金は48万9,000円で、合計10.18%の1,688万円で、425万4,000円の減額となっております。

予算書の8ページに戻っていただきまして、次に2款使用料及び手数料につきましてご説明したいと思います。こちら前年と比較いたしまして171万2,000円増の7,304万8,000円を見込んでおります。これは火葬件数が前年と比較いたしまして208件増、率では9.6%増を見込んでおりますが、1件の単価6,000円ということで、使用料全体の伸びが2.4%増となっております。詳しい内訳といたしまして、まず火葬場使用料につきましては、組合内と組合外を合わせまして2,063万9,000円を計上してあります。組合内は身体の一部等をすべて含めまして1,394万9,000円を見込んでおります。これは火葬件数を前年比208件増の2,374件を見込みまして、金額は133万5,000円増を見込んでおります。組合外につきましては前年と同数の86件669万円を見込んでおります。霊柩車使用料は、近年利用件数が減少していることから前年比38件減の192件で、19万9,000円減の100万8,000円を見込んでおります。待合室使用料につきましても年々有料分の利用が減少していることから前年比48室減の708室で、15万1,000円減の223万200円を見込んでおります。霊安室使用料は、火葬件数の増加に伴いまして前年比30件増を見込んで、444件の28万4,000円増の369万1,800円を見込んでおります。次の式場使用料につきましては、利用率といたしまして約96%を見込んで、576件で4,536万円を計上してございます。施設使用料につきましては、売店の使用料12万円を計上してございます。

次の2項手数料でございますが、これは分骨証明及び火葬証明の発行手数料1万8,000円を見込んでおります。

次の3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金は、財政調整基金及び施設整備基金の利子として1万円を見込んでおります。

4款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金につきましては、財政調整基金及び施設整備基金の残額が少なくなっていることから、施設整備基金からは繰り入れを行わず、財政調整基金のみから300万円だけを繰り入れております。

5款の繰越金につきましては、前年度と同額の350万円を見込んでおります。

次の10ページをお開きいただきたいと思います。6款諸収入、1項預金利子につきましては、先ほど22年度の補正予算においてご説明いたしましたように歳計金の預金利子を補正で新設したところですが、新年度予算についても同様に新設をいたしまして、1,000円を計上してございます。

2項雑入は、売店部分の電気料金代や分骨用の骨つぼ代等の収入44万8,000円を見込んでおります。

次に、歳出の説明を行います。予算書の12ページをお開きいただきたいと思います。1款の議会費でございますが、組合議員7名の報酬等でございます。この中で2万1,000円の増となっておりますのは、全員協議会の開催を当初から3回と見込んで、1回分の印刷費をふやしたものでございます。

次に、14ページをお開きいただきたいと思います。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、前年と比較いたしまして1,334万7,000円減の1億1,790万8,000円を計上いたしております。これは、人事異動に伴う給与の差による減少と、技士職の職員1名が定年退職すること及び制度改正による減少でございます。報酬の9万円につきましては、情報公開・個人情報保護審査会委員3名分の報酬でございます。給料、職員手当、共済費については、管理者及び職員12名分の給料等でございます。7節の賃金につきましては、2名の臨時職員を見込んでおります。11節需用費の消耗品費は、事務用消耗品等の購入費及び電算機器の修繕費等でございます。13節の委託料につきましては、財務会計機器保守委託料等でございます。19節の負担金補助及び交付金につきましては、職員研修負担金等でございます。

次に、16ページをお開きいただきたいと思います。2項監査委員費、1目監査委員費は、前年度と同額で、監査委員2名分の報酬と旅費でございます。

次に、18ページをお開きいただきたいと思います。3款事業費、1項運営費、1目運営費でございますが、前年度と比較いたしまして、1,680万8,000円増の1億2,140万6,000円を計上しております。この主な理由といたしましては、火葬件数の増加等に対応するために火葬炉運転業務委託におきまして2名の増員を図ることから1,000万円ほど増額を見込んでいること、及び修繕計画に沿って行っている工事請負費が多くなっていることでございます。

それでは、11節需用費から説明していきます。需用費全体では3,989万4,000円を計上しております。これは前年度と比較いたしまして15万6,000円の減となっております。まず消耗品費239万8,000円につきましては、施設管理消耗品、式場等用消耗品、供用施設用消耗品の購入代であります。光熱水費は前年と比較いたしまして、27万6,000円減の3,468万6,000円を計上しております。内訳といたしましては、電気料金につきましては、現在ちょっと原油価格は高くなっておりますけれども、原油価格の低下を見込みまして1,403万5,000円、前年比126万3,000円の減として見込んで計上してございます。ガス料金は火葬件数の増加を見込んだことから1,870万円で、前年比116万1,000円の増、上下水道料が195万1,000円で、17万4,000円の減でございます。13節委託料につきましては、委託料全体におきまして、前年と比較いたしまして981万円の増となっております。これは先ほど申し上げましたように、説明欄の委託事項の下から2行目に記載してございます火葬炉運転業務委託におきまして、こちらが前年と比較いたしまして1,063万7,000円増の2,084万3,000円となっていることが要因であります。また、一番下に記載してございます特殊建築物等定期調査業務委託につきましては、全体調査が隔年となっていることから今年度は一部調査でいいということでございますので、前年と比較いたしまして121万8,000円の減額となっております。その他の業務委託につきましては、多少の金額の変動はあるものの、業務内容等につきましてはほぼ前年度と同様でございます。次の15節の工事請負費でございますが、こちら1,424万5,000円を計上してございます。これは施設維持管理計画に基づいて必要な工事を予定しております。前年と比較いたしますと全体で667万6,000円の増加となっております。まず、火葬炉設備改修工事につきましては、消耗している火葬炉及び火葬台車のレンガブロック及び電気集じん機関係の消耗部品のエアパージファンケーブルバックアップ電池等の交換工事を行うものでございます。次の外壁吹きつけタイル改修工事につきましては、施設屋上のタイルの改修工事でございます。冷温水発生機改修工事につきましては、凝縮機電熱管や高温再生機器の改修工事でございます。地上デジタルテレビ対策工事につきましては、デジタル放送に対応するために、この施設はケーブルテレビではございますが、距離が長いということで、4台のブースターを設置するという工事でございます。18節備品購入費は、デジタルテレビの購入、それからデジタルチューナーの購入、掃除機、電気ポット及び祭壇関係備品を購入する費用を計上してございます。

次に、20ページをお開きいただきたいと思います。4款諸支出金、1項基金費、1目基金費につきましては、預金により発生した利子を基金に積み立てようとするものでございます。その合計が1万円でございます。

次に、22ページをお開きいただきたいと思います。5款公債費、1項公債費、1目元金でございます。こちらは前年と比較いたしまして、5,551万円減の481万9,000円の償還金を計上しております。2目利子は、前年比155万9,000円減の10万6,000円を計上してございます。この償還金につきましては、平成23年

度をもって終了するものでございます。

次の24ページの6款予備費につきましては、前年と同額の100万円を計上してございます。

26ページ以降につきましては、給与費の明細を記載してございます。こちらにつきましては後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第4号の説明をいたしますので、最初の「議案第1号・4号の資料」に戻っていただきまして、資料の9ページをお開きいただきたいと思います。議案第4号でございます。こちら千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてというものでございます。1番に記載してございます協議理由でございますが、平成23年3月31日をもって、館山市及び南房総市学校給食組合が解散することに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約を変更して制定することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により、千葉県市町村総合事務組合を組織する各地方公共団体の議会の議決を求めるものでございます。

規約変更の内容でございますが、(1)に記載してございます組織する地方公共団体の数の減少ということで、千葉県市町村総合事務組合の組織団体である館山市、南房総市学校給食組合が平成23年3月31日をもって解散することにより、組合の組織団体の数が減少するものでございます。

(2)の規約の一部改正でございますが、上記(1)から、組合規約中、組合を組織する地方公共団体に関する規定及び共同処理する事務に係る共同処理する団体に関する規定について改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、平成23年3月中に千葉県知事から許可を得た後、平成23年4月1日から施行するというものでございます。

ということでございます。以上で補足説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(蕨 和雄) これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○2番(富塚忠雄) 議長。

○議長(蕨 和雄) 2番、富塚議員。

○2番(富塚忠雄) 富塚でございますけれども、議案第1号と議案第2号は関連して一括に審議ということですが、給与はもう実施されてしまっている中身ですけれども、私も前から言っているように働いている方々の生活を考えていくと、人事院勧告があるからというふうに一概に、何かそういう形で進むのはいかがなものかというように実は思っていたのです。これについて、この期末手当において賃金の増えた分と合わせて、当組合では幾らぐらいの金額になっていくのか。補正に書いてあるこの金額と同じかどうかということを確認したいと思います。

○事務局長(石井八仁) はい、議長。

○議長(蕨 和雄) 事務局長。

○事務局長(石井八仁) 先ほど補正予算書で説明はいたしませんでしたが、補正予算書の19ページをお開きいただきたいと思います。19ページの(2)で記載してございますが、給料及び職員手当の増減額

の明細ということで、増減額12万8,000円と書いてございまして、増減別内訳、給与改定に伴う増減分につきましては12万8,000円の減、それから職員手当につきましても給与改定に伴う増減分として140万7,000円の減額。職員の平均につきましては、大体1人当たり9万6,000円ほどの減額ということになっております。

○2番(富塚忠雄) 議長。

○議長(藤和雄) 富塚議員。

○2番(富塚忠雄) 合計すると期末手当が140万7,000円、給料が12万8,000円ですから、153万5,000円が減るわけですが、実際上、このお金というのは具体的にどういうふうに使われるのですか。減った場合についての。

○事務局長(石井八仁) はい。

○議長(藤和雄) 事務局長。

○事務局長(石井八仁) この減額した分につきましては、22年度の補正の中で財政調整基金に積み立てをしようとするものです。

○2番(富塚忠雄) 議長。

○議長(藤和雄) 富塚議員。

○2番(富塚忠雄) この点は、前にも実は、例えば駐車場で1人1,000円取っている。だから何かやっぱりそういう意味では還元すべきものがあるのかなと。人勤だからやむを得ないという判断はあるにしても、その分をやっぱり職員の方々の負担を軽減させていくと、そういう使い方だってあるのかなと思うのだけでも、そこはいかがなものでしょうか。

○事務局長(石井八仁) はい、議長。

○議長(藤和雄) 事務局長。

○事務局長(石井八仁) 厚生関係費用とは全くこれは別扱いということで、一応制度改正に伴います減給というものにつきましては、一たん、これはもうこれで減額という形で対応したいとは考えております。職員の厚生関係につきましては別途考えるなり、お金の問題ではございませんが、別の対応で考えていきたいと思っております。

○2番(富塚忠雄) 議長。

○議長(藤和雄) 富塚議員。

○2番(富塚忠雄) 別な対応でお願いしたいなと実は思っているのだけれども、いずれにしても大きな枠が決まった中での配分の仕方の問題、いかがか、それは。そうですね。今回そのまま財調基金のほうに一部入れるというふうな話だけれども、しかし何らかの対策として福利厚生部分については考えたという話だから、それはそのときにそういう考えを持ってほしいというふうには思っておりますので、たしか福利厚生施設で減った分があったですね。前々回の決算だったのか。ちょっと指摘させていただいた経過がありますので、だから何かそういうところに生かしてあげてほしいなという感じはするので、検討をしていただきたいというふうに思っております。

これは残念な話だけれども、佐倉市では職員数が多いので、大変な額が実は浮いてくるわけです。ただ、なかなか、組合議会だからそんなに額が大きいからほかに利用して使おうということになるか、ならないかは、僕は思っているけれども、大きく金額が変わってくるならば、本来ならばその分は、職員に我慢してもらったからこの分はこういうふうにより使いましますよということを、市民の方々に

明らかに僕はしていく必要があるだろうと思っています。ただ減らしましたというだけでなく。だから、職員が我慢して、我慢して、我慢している部分というのは、これは市民の方々にこの部分に還元しますよというようなことが、本当はそういう策が。でないと職員は浮かばれないです。申しわけないけれども、減る一方で。だから、人勧でという大義名分があるから行政側は減らしていますよとなるわけでしょう。減らした分は、ではどこへ使うか目に見える形で、市民の生活に還元していくと。そういうものが本当はあってもいいだろうと。もう前からそういうふうには思っているのですけれども。そんな考えも本来は持って行って、職員が苦勞した分に、減った分は市民に還元しますというようになれば、職員の方々も頑張ってくれているのかなと。そういう位置づけも僕はあってもいいのではないかと。そういうふうには思っていたものですから、そんな形で、言えば幾らかでも職員の方々のところに回してあげる工夫をしたほうがいいのではないかと。これは私の意見ですので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（藤 和雄） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤 和雄） ないようでございますので、質疑を終わります。

討 論

○議長（藤 和雄） 続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤 和雄） 討論なしと認めます。

採 決

○議長（藤 和雄） これより採決を行います。

議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（藤 和雄） ありがとうございます。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（藤 和雄） ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（蕨 和雄） ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（蕨 和雄） ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（蕨 和雄） 以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて平成23年2月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を閉会いたします。

午後2時51分 閉会

以上のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 蕨 和 雄

議 員 及 川 俊 子

議 員 原 義 明